

報告第 35 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	診察同行時における物損事故	3 万 8,000 円	令和 7 年 12 月 15 日午後 1 時 30 分頃、上池台障害者福祉会館の利用者である相手方の通院先において、当該会館の職員が診察に同行し、当該相手方のたん吸引器を運搬した際、誤って当該たん吸引器を床面に落とし、損傷した。 (福祉部)
		令和 8 年 5 月 28 日	
2	道路上の測量標による車両損傷事故	13 万 2,330 円	令和 7 年 11 月 7 日午後 4 時 30 分頃、相手方車両が南千束一丁目 32 番先を走行中、区が設置し管理している測量標が外れて道路上にあったため、当該相手方車両のタイヤが当該測量標に接触し、損傷した。 (都市基盤整備部)
		令和 8 年 5 月 28 日	